特定求職者雇用開発助成金　第1期支給申請書　提出書類一覧表
(就職氷河期世代安定雇用実現コース)

事業所名：　　対象労働者名：

対象労働者の雇入れ日（令和　　年　　月　　日）

上記雇入れ日後、初めての賃金締切日の翌日から起算して6か月経過する日の翌日から2か月以内が申請書提出期限となります。ただし、雇入れ日が賃金締切日の翌日の場合は、その日から起算して6か月経過する日の翌日から2か月以内が申請書提出期限となります。

＊提出期限を徒過すると受付することができません。

【第1期申請時にご提出いただく書類】　　**＊申請時、この一覧表もご提出ください　＊書類の枚数も併せてご記入ください**

	必須提出書類	留意事項	ｺﾋﾟｰ可否	枚数記入欄		
				事業主	安定所	労働局
①	特定求職者雇用開発助成金　第1期支給申請書 （様式第3号）	・代理人が申請する場合、委任状が必要です。（コピー不可） ※「雇入れ日」「賃金締切日」に変更がある場合は千葉労働局職業対策課事業所給付係までご連絡ください。申請期間が変更となる場合があります。	×	枚	枚	枚
②	支給要件確認申立書（共通要領　様式第1号）	・複数の対象者分を同日に申請しない場合は申請日ごとに1部必要です。 **※「記載にあたっての留意点」及び別紙「役員等一覧」も併せてご提出ください。**	×	枚	枚	枚
③	特定求職者雇用開発助成金 対象労働者雇用状況申立書（様式第5号）	・対象労働者の労働条件、支給対象期における各月の賃金・実労働時間等についてご記入ください。	×	枚	枚	枚
④	特定求職者雇用開発助成金 （就職氷河期世代安定雇用実現コース） 対象者確認票（様式第12号氷）	・対象労働者の紹介日における確認事項についてご記入ください。	×	枚	枚	枚
⑤	対象者の労働者名簿	・氏名、生年月日、雇入れ日等が記載されていることが必要です。 ・対象者が既に離職している場合、離職年月日、離職理由が記載されていることが必要です。 ・警備業は警備員台帳、タクシー業は乗務員台帳が必要です。	○	枚	枚	枚
⑥	雇用契約書または雇入れ通知書 （労働条件に変更がある場合は、変更後の分もご提出ください） 雇入れ日から雇用保険に加入している必要があります。	雇入れ日からの分が必要です。 ・以下の項目が記載されていることが必要です。 ①労働契約の期間 ②就業場所、従事すべき業務 ③始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間･休日・休暇 ④賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切・支払時期 ⑤契約更新の有無（期間の定めのある契約の場合）	○	枚	枚	枚
⑦	賃金台帳 【源泉徴収簿は不可】	・雇入れ日から支給対象期間の労働に対して支払った賃金の分が必要です。 （支給対象期間は申請書右上をご確認ください） ※申請日時点で賃金支払い日が到達していない月の分については、後日、千葉労働局職業対策課からご連絡いたしますので、その後にご提出ください。 ・各種手当・控除項目等が名目ごとに確認できるものが必要です。 （ただし、臨時に支払われる賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金の分は助成金支給額の算定から除きます。）	○	枚	枚	枚
⑧	出勤簿またはタイムカード	・雇入れ日の属する月及び支給対象期における出勤状況が日ごとに明らかなものが必要です。（時間外等がある場合、時間を確認できる書類も必要となります。）	○	枚	枚	枚
⑨	法人登記簿謄本または登記事項証明書	・大企業に該当する場合、医療法人・NPO法人・学校法人等の資本金がない事業所、法人でない個人事業の場合は必要ありません。	○	枚	枚	枚
⑩	賃金規定等	・正規雇用における賃金規定が確認できるものが必要です。	○	枚	枚	枚
⑪	就業規則等	・正規雇用における就業規則が確認できるものが必要です。	○	枚	枚	枚
⑫	対象労働者であることを確認する書類 運転免許証・パスポート・住民票等	・住民基本台帳により作成された官公署の発行する書類であって対象労働者の氏名及び年齢が確認できるものが必要です。　※　マイナンバーの記載のないもの	○	枚	枚	枚
確認事項		**労働関係帳簿等を整備・保管している事業主であるか。**	ある　・　ない			

※　裏面もご確認ください　※

（雇入日：R4.12.2以降）（R5.1）

	必要に応じて提出する書類	必 要 な 場 合 等	ｺﾋﾟｰ可否	枚数記入欄		
				事業主	安定所	労働局
⑬	支払方法・受取人住所届(帳票種別32850号)	・初めて申請する場合、口座内容に変更や口座変更の希望がある場合に必要です。 ・助成金の入金先の金融機関口座をボールペンで記入してください。	×	枚	枚	枚
⑭	退職届等	・対象労働者が離職している場合に必要です。	○	枚	枚	枚
⑮	最低賃金の減額の特例許可書	・対象労働者が重度障害者等であって、労働局長から最低賃金の減額の特例許可を受けている場合（最低賃金を下回る支払いが許されるのは、許可書の有効期間内のみです。有効期間外は、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。）	○	枚	枚	枚
⑯	有料・無料職業紹介事業者が発行した職業紹介証明書	・安定所以外の有料・無料職業紹介事業者から対象労働者の紹介を受けた場合に必要です。	×	枚	枚	枚
⑰	委託契約書、精算書等	・対象労働者が、国、地方公共団体等からの委託事業に従事している場合、指定管理制度業務に従事している場合に必要です。	○	枚	枚	枚

≪　必ずこちらもご確認ください　≫

・上記以外にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
・書類の不備や不明点がある場合等、連絡をさせていただく場合があります。
・必要書類が提出されない場合は不支給になりますのでご注意ください。
・審査には受付から4ヶ月程度かかりますのでご了承ください。審査後、支給（不支給）決定通知書にて結果をお知らせいたします。

【注意】
「成長分野等人材確保・育成コース」を申請する事業主は、別添の提出書類一覧表に記載の書類も併せてご提出ください。